

資料4

令和6年6月20日
子ども家庭部保育課

「市立保育園の在り方検討委員会」

意見・提案シート

宛

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

公立保育園の役割については、この委員会でも議論がなされました。では、その役割を果たす為には、人口12万の小金井市で、どの位の数の公立園が必要なのかということの議論が必要なのではないかと、何度かこの意見シートをもとに伝えしてきました。(以前、例に挙がった西東京市では、この議論が行われた上で、公立保育園の配置が決まっていた等です。)しかし、これに答えられることがなく、そのような状態で答申の作成に入ることには非常に不安を感じますので、今回は具体的な内容を提案させていただきます。

小金井市では、教育・保育提供区域は全市一区ということが子ども子育て合議で決められています。けれどもその結果、武蔵小金井北側や駅近に施設が集中し、計画が立てられる前に指摘されていた中町地域、鹿野町地域に保育施設が少ないという状況は改善されていません。

※2枚目に続く

提出日 2025 年 2 月 11 日

氏名 _____

連絡先 _____

※ 連絡先については、ご提案について確認をさせていただくことがあります。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

(送付先)

小金井市子ども家庭部保育課保育係
郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目6番3号
ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

このような状況を踏まえ、実際に地域をどのように考えれば良いかとなった時、それは日常生活圏を基礎にすれば、住み易い町づくりができるということになります。これは、都市計画学の専門家が提唱している考え方で、子どもや高齢者が無理なく徒歩で移動できる範囲で、大旨小学校区に当たる1km²程度と言われています。この範囲でならば、様々な施設各の連携——保幼小や学童保育所、公私の施設、保育園と例えれば老人会のような異業種間も含めて——を、お互いに顔が見える、知った者同士の中で行うことができ、子どもや育ちにも良いということになります。そして、この地域性も同一で顔が見える範囲の中で、公立保育園の委員会でも定義された役割を果たし、自治体で考える標準的な保育を提供することにより、私立保育園も行なっている様々な特色のある保育も極立つ筈です。又、医療的ケアを必要とする子ども、育ちに困難を抱えていることなど、行政が責任を持って公立施設で保育できるように、慣れ親しんだ地域であることも同じ、継がりの中で育つことができます。

かつて、私が児童福祉審議会委員を務めていた頃、小金井にも「五つの福祉圏構想」がありました。北側と東西の2ヶ所、南側は東、中、西の3ヶ所に考えるものでしたが、「五つ」というのは小金井市で言えば中学校区に当たります。小学校区で9つの公立保育園というのとでも今の小金井で考えられるものではありませんが、せめてこの中学校区に1つの公立保育園という考え方に依れば、現在の公立五園というよりは決して多過ぎるものではありません。

ともうは退職保育士不補充(任期の定めのある雇用の切り替え)から始まった職員不足の為、本来果たすべき公立行政機関としての役割を果たせていない現状を改善する為には、公立保育の数だけでなく、中規模も考える必要があると思われますが、そのことについては全く議論されていません。120名定員の園を例えれば60名や80名にすることにより、職員の数も変わりますし、何より中規模園では職員も総ての子どもを育ちもわかり、ゆとりのある保育を行うこと

3

がでます。(公立には適用されませんが、国の保育単価も、この規模が
 高く設定されています)今は職員不足によりできていませんが、本来
 公立保育園、つまり公務員である職員が、地域内の各施設を
 兼ねの役割も果たすことができる等です。それは、子ども達にとっ
 てより良い保育環境、子育て・子育て環境になる、これに違いありません。

この委員会が「廃園問題」とは別だと説明されているが、議会や
 保護者説明会では、この委員会が答申を以て条例改正を行っ
 ていくと説明されています。公立保育園の教や規模、設置場所
 などすべて規定する条例である以上、廃園問題と全く
 関係ないということにはなりません。小金井市全体の保育をより
 良くしていく為には公立保育園の在り方を考える以上、教の
 問題—もっと細かく言えば、どの地域どこに設置するか—
 は避けて通れない筈です。子どものためを考えたこの委員会
 がある以上、その部分を踏まえての進行を願うものです。

以上

 議事録
 平成25年11月11日
 第10回定例会
 第10号議案
 第10号議案
 第10号議案

 議事録
 平成25年11月11日
 第10回定例会
 第10号議案
 第10号議案
 第10号議案

 議事録
 平成25年11月11日
 第10回定例会
 第10号議案
 第10号議案
 第10号議案

②

前回の意見・提案で誹謗中傷があると判断を事務局と正副委員長で判断したというのが
具体的にどのような内容がわからない中で一方的な対応をすること自体は取り進め方
として問題ではないか。

そもそも意見・提案シートが匿名ではなく、実名・連絡先を記載する条件にしている
点は、記載内容に責任を

持ってもらうことに加えて、内容が不明瞭だったり、問題があったときに場合に確

認・連絡を行うための

ものであるはず。

小金井市立保育園の在り方検討委員会

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

- 資料44について：長々と記載されていたが、あくまでも起点は「公立保育園はいらない」という私怨のような感情であり、それが「今まで、そしてこれから」という文脈なのであれば、そもそも建設的な議論などできないのではないかと思います。

一般的なビジネスの観点で言えばこのような自身の進退を賭けた脅しにも取れる文書をそのまま提出し、公開させるという行動は考えられないものです。この事実からも今の民間を取りまとめる組織の不安定さを感じ、公立の必要性を感じました。一般市民として恐怖を感じました。他の資料をシャットアウトしているもおどろきです。
- 市側の発言に「サービス」というものがあったが、保育をサービスとして捉えていることが公が保育施設を運営するという本質からズレさせているのではないだろうか？

公的保育はもちろん、私立においても保育は福祉では？
- 議論が保育園という箱=ハードに閉じてしまっていることが気になりました。本来はハードの機能以上に、ソフトが大切だと思います。（裏面に続きます）

提出日 2025年 1月 26日

氏名

連絡先

※連絡先につきましては、ご住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。いただいたご意見・ご提案について確認をさせていただくことがあります。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

（送付先）小金井市子ども家庭部保育課保育係
郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目6番3号
ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

数年前と比較して、ニュース等で報道される保育の問題は変化してきていると思います。そのような「今」の課題の議論も必要だと思いました。

・自身が経験した事例で言えば、いわゆるグリーゾーニの児童の増加に際し、市自らが保育施設を運営することは非常に重要だと思いました。
我が子のケースでは健診に引っかからない程度の気になる面があり、日頃から担任の保育士さんに相談。担任の保育士さんは巡回相談で専門の先生に対応をお願いしたり、定期的に保護者にフィードバックしてくれました。その上で発達支援センターへの相談をすすめて下さり、相談→支援につなげることができました。さらに、年長見の際には、担任の先生が保護者の承諾のもと、支援担当の先生にコンタクトを取ってくれ、アドバイスを受け、スムーズな就学に向けたサポートをして下さいました。このスムーズさを公立の良さであり、今後のヒントになるのではないのでしょうか。

・「機能がなくならない」から始めるから、夢のない答中になってしまわないのでしょうか？
今の子どもたち、家庭を見つめることは、保育施設に限らず、市が必要そうな子ども施策につなげられると思います。
逆に市がそれをやめてしまったら、その時に、その先に必要な施策を考えることができなくなってしまいます。

・最後の資料の話、委員が自分の進退をかければ、何でも公開しまさかという判断に取れ、危険を感じがします。

それであれば公立の委員が自分はやるかもしないと言い、原告らの意見書の公開を求める文言、引用等を含めれば出せるということになります。そのようなかけ引きがテクニックとして存在する委員会も果たして健全と言えるのでしょうか？

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

○本日、議題には直接載っていない事項(単なる事務連絡という報告だっただろうですが)ですが、1-(1)を聞き、資料44を読んで、小金井の保育の前途に暗雲がたかぬかぬかした気持ちになりました。従来から(以前も意見シートに書いたこともありましたが)、小金井の保育行政の中で、~~私立園と公立園の~~私立園と公立園の分断が進んでしまった原因は、どこにあるのでしょうか?本来、公私の別なく、手を取り合って小金井全体の保育の向上を目指していかなくてはならないのに、何故、それができないのでしょうか。私自身、市内の私立保育園に定年まで勤めていましたが、自分達の保育は公立よりも良い保育としているというプライドはありましたが、だからと言って公立を敵視するようなことはなく、それと比べ区に働きかけ、より良い保育行政となるように力を尽していました。

今日の文書(資料44)を読むにつけて、提出者と行政の方では、既にやり取りがあったようですが、この文書通りであれば、本来保育行政をより良くしていくための等の部署が、逆に小金井の保育に大きな困難を招いてしまったと感じます。その責任はとて大きく、重いものだと思えます。今後、どのようにこの問題を解決していくか、真剣に考え、このタイミングで具体策を提示して下さい。

○資料の冒頭に諮問内容を載せておいて欲しい旨、お願ひしていましたが、実現が難しいのでしょうか?何故、入れられないのでしょうか?この点の議論がどのように進められるのかを確認しつつ、傍聴したいのですが、それやかならず、不便です。

○資料47、役割1の"公立とに~付加的機能"の部分で、「保育の実践モデル」という表現になっていますが、「モデル」となると、これを目指せよ、というスタンスになりませんか?

提出日 2025年1月16日 私立園の立場からは、異和感を持つ

氏名 _____ 連絡先 _____

※連絡先につきましては、住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。いただいたご意見・ご提案について確認をさせていただきます。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文(ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。)を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

(送付先) 小金井市子ども家庭部保育課保育係
郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目6番3号
ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

たいてい当然と感じます、私達の運動の中では「スタンダード」とい
「基準」というような表わし方をしています、

資料48や諮問3に「公立保育園のあり方 ― 機能 配置・体制等」や
の5.

「課題を解決して役割を実現するための体制・配置」とありますが、
これまでの6回の会議の中で「公立保育園の配置」(何ヶ園を何
どの辺りに配置するのや、という意味と読めます。)については、全
話24ページまでなっていると思います、この先、会議の回数も限ら
れているので配置については、話めつくこと、現実的に可能なもの
のや、疑問です。そもそも、この委員会が設けられた根本はここ
にあると思われ、時間をとって、(し)り論議する必要が
あるや、又、それを考へる時は「行政として5園は毎日難
しい」という発言がありました、小、金井の体制全般を向上させ
ていくという目的にたいてい話し合う時に、この前程から始める
ものなんでしょう、向上させる為には、例えは公立園が今以上に
必要となる可能性もあるや、その為には、行政は色々と努力可
なり、というように答申でなければ、単なる行政の方針の表
りをするためのものにならなんでしょう、「夢のある答申」とは、
真逆だ」と感じます、

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

。児童福祉法上の結果の扱いはお考えです。

。保育園に自覚している為には被害と受けとる児童の声を拾いあげたい。

。公立園の役割が失われることお伝えしてきました。保育園を公立で減らすのは間違っていることお伝え。

。民間園からつづいてくることはありはならない、という発言がありました。不正受給等、問題があることはお伝えしたい。お伝えしたいという、受け皿として公立園が必要ですね。

。子どもの権利保障、という文字が出てきた。現在、子どもの権利は保障されているのか。

。最後に話題に出された。原音の件を申し上げたいのは疑問が残ります。今後の在り方に大きく関わりを思っています。

提出日 2025年 / 月 / 日

今起しての子こをいも対応に
下い

氏名

連絡先

※連絡先につきましては、ご住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。..... について確認をさせていただきます。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

(送付先) 小金井市子ども家庭部保育課保育係
郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号
ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

⑥

④ 公立保育園は火災等の発生避難場所、これはとてたにこのように。備蓄もその状況に施設に安全に避難するおとにわける。小金井市立保育園の在り方検討委員会 民間保育園は受け入れ

意見・提案シート 施設が多くあります。

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

① 民間保育園は国基準(民間)にて障害児保育に取り組みたいは聞きたい。民間保育園にはサービス推進費や市の補助金をあつた。公立はなにをとおして障害児の受け入れをしてい。民間は保護者との話し合いで受け入れてあげたい。どの園は多く存在し受け入れて。もっと勉強して下さい。

② 養育園に子どもを話し合っている公立園が民間の2倍ほど。厚生労働省に学ぶという話しはどりあつておつた。合はせん。指導検査 巡回指導 (R7) 等程度。話し合いの材料はHPでして。並に民間にお渡し巡回指導をしてい。

③ 渡辺副理事長のお話しはとて意義深い。そのした。公立と民間の格差(補助金や市の対応)をなくし、其に歩む小金井市の保育を考之たいけよりてに願います。

提出日 27 年 / 月 / 日

氏名 _____ 連絡先 _____

※連絡先にメールアドレス、住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。いただいたご意見・ご提案について確認をさせていただきます。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文(ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます)を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

(送付先) 小金井市子ども家庭部保育課保育係
郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号
ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

⑤ 冷たい入りの扉がある状態、これは受け入れて下さい。という。20代の入りの扉、フイフおとすと廊下の音が入るという。

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

Blank area for writing opinions and proposals, bounded by a solid line and containing horizontal dashed lines.

提出日 2025 年 2 月 4 日

氏名

連絡先

※連絡先につきましては、ご住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。いただいたご意見を保護者の皆さまに共有させていただきます。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

(送付先) 小金井市子ども家庭部保育課保育係

郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

在り方検討委員の皆様

小金井市の子どもたちのために御尽力いただきありがとうございます。

今回の意見・要望は10月、11月、1月の会議に続き4回目となりますが、前回の在り方検討委員会の後、市長と面談をし、改めて在り方検討委員会と募集再開の関係に関して市の回答に矛盾があり明らかに我が子や市民に大きな影響があること、また提出の仕方として、意見・提案シートの形式であれば、これまでの分も含めて公開されるということでしたので改めて意見をします。

現在我が子は1歳児クラスとしては1人のみ、同学年は市の判断により募集されていないという被害を受けており、1つ上の学年の子達との異年齢を受けています。幸いさくら保育園の園児たちは非常に優しく受け入れて頂いておりますが来年度についての保育について年少から年長の異年齢幼児クラスに加わるようお話をいただき驚愕しました母として1人保育をさせるつもりはありませんが、体格差や言葉の差、1人でできることの範囲に差がありすぎて早期の幼児異年齢クラスは到底受け入れ難く、先に入園している子ども1年早く同じ部屋で過ごすことになってしまう内容だったからです。裁判後の市長面談において判決の解釈を確認しなおし同学年の居ない1人保育と下のクラスの居ない環境は改善して頂きたいと早急な募集再開をお願いしていました。

市は在り方検討委員会の答申がないと募集再開ができない、保育士が不足していると繰り返しています。私は何度も在り方検討委員会に意見書を提出しましたが委員へは共有するものの市民への公開はしないとされました。公開されないにあたる誹謗中傷は無くともこうした対応に大変残念でした。あまつさえ在り方で議論していないのに私個人に説明がしたいと保育課から連絡があり不審に思い支援者及び弁護士さんに再度連絡を入れ市長面談と同時に頂き、複数回行いました。

市民には公平が必要です、判決の内容からして早急な募集再開は可能です。

市長面談では何度も繰り返しお伝えしてきましたが市からの回答は在り方検討委員会の答申結果に関わらずさくら保育園における現1歳児クラスの募集再開は答申後に行うので我が家の問題は在り方検討委員会とは別問題と言われていました。一方で、答申前の募集再開については、募集再開する際に人数は在り方検討委員会次第であり、答申後でないとは再開できないという在り方の答申によって我が子の保育環境が変わるという有り得ない矛盾した発言でした。重ねて、1歳児クラス1枠だけでも募集再開を求めましたが、議会に対して一部の改正では理解を得られないから提案しないといった、制

度的には問題なくできるのにしないという悲惨さでした。

1枠だけでもというのは我が子の為だけではなく1枠でも必要としているご家庭があるからです
そしてそれは1歳児クラスのみならず0歳児クラスにおいても必要としているご家庭があります。
さくら保育園だけではなく同じ状態のくりのみ保育園においても同様です。

子供の1日は戻ってきません

これ以上行政に我が子を巻き込まないで頂きたいとお伝えしても市は意向を変えるつもりはありませんでした。

子供にとってお兄さんお姉さんから優しさを分け合って貰い憧れを持ち、兄弟姉妹が揃って同じ園に居て安心感を持ち、同学年の子と成長し合い、下の学年の子達への思いやりを育み優しさを分け合い憧れ持たれ自信をつけられる

子供同士で成長をしていける環境が保育園なのではないでしょうか

そしてさくら保育園くりのみ保育園では裁判後や今も尚すみやかにその環境に戻せるはすがなされず廃園案がでてから通算し2年以上、子供達は行政の事情を優先され本来の保育環境をうばわれています。
市議の票がとれないかもしれないからといって子供達の保育環境を放置してはならないと思いますし、判決を理解なさっていれば市議の皆様もしかるべき対応をなさるのではないのでしょうか。

我が子は来年度クラス1人と確定しました

当日の様子を見たり幼児クラスのイベント時は参加できるかできないか判断しながら幼児異年齢クラスへ交流をしに行く

参加出来ない場合は別室で遊ぶ

給食やお昼寝も手探りで共に過ごすか別室で過ごすか日々保育士の判断が必要となっていきます。

本来であればこのような子供にとっても保育士にとっても負担となる手探りな日々ではなく

異年齢に交流に行けるかの判断も必要なく

2歳児クラスとして散歩へ行ったりチビ庭で遊んだりが可能だったはずなのです。

現在の状況は裁判をした事の罪なのでしょうか

大人の事情による不安定な環境を1歳児クラスにいるたった1人の子供に押し付けるのが小金井市の保育環境の提供なのではないでしょうか

また、市が条例を有効として扱うことは違法で早期に募集再開をしないことによって被害を受けている保護者6世帯11名が昨年12月に
市を相手に裁判を起こしています。

私自身もこの放置された期間を決して許さず早期募集再開を願って再度訴訟に身を置くことと致します。

どうか上記状況を理解いただき、在り方検討委員会で議論し是正して頂けたらと思います。

2024年10月21日

白井亨 小金井市長

公立保育園における早期の募集再開及び
在り方検討委員会での検討の件

お忙しい中、日々市内の保育に対してお応頂きありがとうございます

違法な専決処分によって廃園条例が制定されて以降、これまでも保育園の父母会や様々な団体から幾度も市に対して募集再開の意見・要望書や数千通の署名も複数回にわたって提出が行われてきました。そして、裁判を通じて早期募集再開を訴え、「専決処分違法、違法な手続きによって制定された条例は無効」の判決を得ました。その後も重ねて募集再開を要望してきましたが、市のご回答は今時点の募集再開はできない。4月の裁判後の面会の場では、在り方委員会の検討を通せば募集再開が可能になるかもしれない、1歳児クラス1人の保育環境は良いと思っていない、考えなければならない、というお言葉を頂いておりました。しかし、残念ながら入所して半年たち未だ1人の状況にあります。

ここ数か月の議会答弁でも、上記同様の発言を繰り返されるのみで、具体的な進捗は全くなく、市の回答にあった在り方検討委員会においても、1歳児が1人で保育を行なわれていることに対する対応に関して検討が行われる様子は一切ありません。

更に来年度は3～5歳児のクラスに1人で2歳児の我が子が保育を受けるという園からの説明をお聞きしました。園の保育士の皆様にできる限りの保育をしていただき感謝をしておりますが、3～5歳児クラスに2歳児の我が子が1人という対応には到底納得がいきません。

改めて、早期の募集再開を求めるとともに、在り方検討委員会でも早期に募集再開の提議を市に対して行っていただくよう意見書を作成いたしました。在り方検討委員会では、短い期間で審議をされている状況は理解をしておりますが、一刻も早い対応が必要な状況です。在り方を議論されている中でこの意見書をもとにご検討を頂き、早期の募集再開を行っていただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

以上

2024年10月21日

お忙しい中、日々市内保育園のよりよい在り方について議論して頂きありがとうございます。私は、裁判を通して年度途中でさくら保育園1歳児クラスに入所した子の母です。本日は、在り方検討委員の皆様に我が子が今すぐにも同学年の子と一緒に保育を行っていただける環境を整備するよう市に提議していただきたく、この文章をお書しています。

市には4月の裁判後の面会の場にて、在り方委員会の検討を通せば募集再開が可能になるかもしれない、1歳児クラス1人の保育環境は良いと思っていない、考えなければならないというお言葉を頂いておりましたが、残念ながら入所して半年たち未だ1人の状況にあります。

面会の場にて原告のみ適用の対応に対し納得していない、斜線を引いて希望園にさくら保育園くりのみ保育園と名前を書けなくされた家庭全てが原告同等だと思って欲しい、それは市宛に提出しました署名の数からも歴然であるとお伝えしました。更に、裁判をした原告のみに適用という対応に到底納得できるものでは無い為賠償金の受け取りは致しませんとお伝えしました。

園内の保育環境については、保育士の皆様にはできる限りの保育をして頂いており兄弟揃ってさくら保育園に通えていることは非常に助かっています
兄弟揃ってさくら保育園に通ってみて、通勤に50分かかり帰りが遅かった際も1人ではなく兄弟で遊んで待っていられた事から寂しさより兄弟で遊べた嬉しさを子供から聞いた
り、2園になっていたら出勤時間は間に合わず帰りも延長保育が必須になる時期があったと痛感しております。

しかし、園としてできる限りしていただいている一方で、同学年の子と保育を受けられる権利は園にはどうしても出来ないことの為、皆様にお願ひさせていただきました。

このままでは最終学年の際1人で保育を受けることとなってしまいます。
同学年の子が一人もいない環境であることから、同学年の子と成長を高めあう事ができない環境が生じており、本来であれば、受けられる保育が受けられなくなっている状況です。
最終学年の時だけ対策をすれば良いというわけでは無いという事は保育環境をよりよくしたいと思ひ手をあげて在り方検討委員会にて議論を尽くしていただいている皆様ならわかって下さると信じております。

以前保育について専門的に相談できる場があった為、足を運んで現在抱えている問題や不

安を相談してきましたところ、1人保育の環境だった子を見た事があるが成長にも影響があり、登園しぶりの際その子の為に園内をその子の好きなキャラクターで埋めつくしたという保育園として限度を超えた対応をしてしまっていたそうです。その後少しの期間多くの子が通う保育園に通って見たらその瞬間から目が輝きだし成長もグッと伸びた、同学年がいるのは非常に大切とお聞きしました。

更には、現在2歳児クラスとの異年齢保育を受けさせて頂いておりますが来年度2歳児クラスの子供たちは年少～年長の異年齢クラスが開始されます。そのクラスに1人来年度2歳児クラスの我が子と一緒にして保育を行うという話をつい先日園から話がありました。しかし、納得ができるものではありません。このような保育を受けるというのは果たして適切な保育環境なのでしょうか。言葉の差、体格差、力の差、精神面の発達の差、成長面のできる事の差既に1歳児クラスと2歳児クラスでの異年齢の中でも差がでており、私から見る限り子供達の中でも対等に遊ぶという環境よりは1番小さい子だからという接し方に変化してきているように感じます。現在0歳児クラスの募集も無く子供たちがより小さい子を見る機会が減っている為、我が子のみその対応を一心に受けてしまい、甘えたら良いという意識が強くなりはじめてしまう事に懸念を抱いております、又周りが全てだいたい1人で出来ることを常に見てしまう環境は自尊心を折りがねません。この事に関して専門的な方からも同じ懸念の声を頂きました。

そしてこのまま募集再開が行われず、異年齢保育も難しい場合は、1人保育、時々異年齢クラスとの交流といった対応となり、それもまた適切な保育環境では無いという事は先程の内容からわかって頂けたら幸いです。

しかし、現在来年度の我が子の保育環境としてこの2択しかでておりません。

同学年がいるからこそ子供たちは高め合いながら成長できるのではないのでしょうか
裁判をして原告のみ適用というのはあまりに酷な判断だと思っています。

我が子は専決処分にて本来入所できる時期に入所も叶わず、違法と認めた専決処分の裁判の代償としてクラスで1人だけの保育環境を未だ強いられています。さくら保育園に入所を希望したい方は我が子だけではありません。そもそも、今回の裁判の目的は自分だけのためではなく、みんなのためというのを裁判中必ず主張していました。

1歳児1人というのも、我が家だけの為だけでなく、すぐにでも募集再開されることを希望し、またそれが当然そうなるべきと考えての入所でした。

裁判の結果を受け入所募集に斜線をひいていた定員の欄はしっかりと是正して頂けると今でも思っておりますこのままでは専決処分で廃園条例が制定されて以降、現在もさくらに入所希望している方々には違法なまま段階縮小されているという以前と変わらない状態です。

入所を希望する全員が1年以上そして生活の圧迫を要する裁判を行える家庭環境ではありません。

市は募集再開ができない理由として裁判の判決は我が子にのみ適用され、判決は第三者には適用されないということですが、法律の専門家からは「判決によって『専決処分は違法であり、違法な手続きで制定された条例は無効である』と示されている以上、市が募集再開を行うことに全く問題はなく、むしろ判決の趣旨や平等原則に合致するものである」との意見書もでています。募集再開のために条例改正は必要ないと指摘を受けても尚、条例改正をする必要があるというのであれば、時間をかけずに判決の趣旨に則してまずは無効の条例を取り除けばよいだけです。

また、保育士体制の問題もあるという話もありましたが、実際のところ、現状のさくら保育園の2歳児枠は我が子が入所した5月以降常時10名程度の募集枠（11月募集は2歳児10名）があり、定員を全て埋めることが出来ないとしても、1歳児を全く募集できないような状況ではないことは明らかです。

重ねてのお願いとなりますが、**市は我が子の保育環境をあり方検討委員会の検討に委ねるということのため、どうか10月の議題として早急に議論頂けないでしょうか。**

小金井の保育や公立保育園の将来の在り方について検討を行われており、1年強という審議予定期間の中で結果を出すことの困難さは十分に理解をしておりますが、一方で、我が子の状況はそれすら待てる状況ではなく、検討委員会の場で議論を頂き、**可能な限り早期の募集再開を市に示していただきたく、何卒よろしくお願いたします。**

さくら保育園1歳児に1人入所をしている子の母より

日々忙しい中、市内公立保育園の在り方の検討のために御尽力頂きありがとうございます。

先日意見書を提出したことに対する在り方検討委員会での前回の会議結果を確認させていただきました。

「在り方検討委員会では責任がとりきれない」

「市議会で討論しているから議論しない」

「在り方検討委員会には権限がない」

「資料は今後の参考資料とする」

「委員長判断で委員会に配布しないこともできたが今回は配布する」

「資料が見たい方は古山委員に問い合わせしてほしい」

といったこれらの当日の御発言には悔しい思いで一杯であり、大変遺憾に感じるところであります。

我が子は現在さくら保育園に通っており明日明後日の今後の保育環境について早急に改善していただく必要があると考えております。

子ども家庭部長や保育課長が謝罪の場等にて「同学年がいない一人保育は良くない」との御発言があり、市長・部局からも市議会等でも我が子の今後の保育環境、即ち0、1歳児の募集再開については、「在り方検討委員会に委ねている」という発言もありました。その上で一日千秋の思いで待っていましたが、半年待っても改善がなされませんでした。最近になって来年度の話があり、本来であれば2歳児として同年代の保育を受けられるはずが、3～5歳の幼児クラスの異年齢保育又は一人保育を提示されたことはお伝えをした通りですが、止むに止まれぬ状況にもかかわらず、在り方検討委員会では全くこのような状況すら認識がされておりました。

そして、このような状況であるのは私だけではありません。繰り返しになりますが、違法で無効な廃園条例のために、さくら保育園、くりのみ保育園に入れず引越しをされたり、第2子を諦めたりしているなど人生を狂わされた方や今でも入れずに悩んでいる方が沢山います。私自身、一義的には自分の子どものために要望を行っていますが、決して自分のためだけではなく、さくら・くりのみ保育園に入園を希望する子供たちや保護者、市民のためにも、という思いで行っています。我が子を一人保育にしないというのは、我が子の問題だけではないのです。その側面があるからこそ、在り方検討委員会で検討されるべき、と市側も説明しているのです。「委員会では権限がない」と整理しておきながら、「今後の議題には関連するので参考資料の扱いとする」といった取り扱いはあまりに都合がよい整理ではないでしょうか。停止している0、1歳児の募集を再開するかどうか、というのは委員会で議論されるべき議題であり、今後公立保育園の在り方を検討する上での前提の確認作業の側面もあります。すぐに募集を再開するかどうかで在り方の結論が変わる可能性もあり得るのです。少なくとも、最初から当委員会で議論をしないと、結論ありきの対応をされるのは委員会の役割を意図的に対応されているものと思えません。

そもそも、権限が無く議論ができない、責任がとれない、というのであれば、現在一人の子供の保育環境も救えずして将来の多くの子供達の保育環境について議論決定する重責を果たせるのでしょうか？

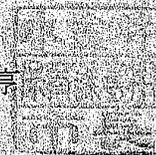
市議会にて在り方検討委員会に委ねているという発言が市側から出ているにもかかわらず、議会で討論しているから議論をしないとか、委員会に権限がない、というのは責任をお互いに転嫁しているだけにしか聞こえません。

また、市民からの意見・要望の配布は公開が原則のはずのところ委員長判断で配布しないこともできたというような御発言や、資料が必要であれば古山委員に問い合わせしてほしいという御発言には耳を疑いました。

審議会に関する資料や議事内容は広く市民に理解されるように努めるのは当然であり、市民から審議会への意見についても、意見・提案シートの注記欄に書かれている内容を繰り返すまでもなく、第三者への誹謗中傷など余程のことがない限り委員に配布され、公開されるべきものです。そうでなければ、都合の良い意見だけを取り上げ、そうでない意見は取り上げられなくなってしまいます。ましてや、本件は市側も今後の審議の参考になる資料といわれている中で、市民に公開せず古山委員へ照会させる対応や、委員に配布をしない可能性への言及があるのは全く理解ができません。

そしてなにより私が在り方検討委員会にお渡しした意見書は、在り方に関連する今後の"参考資料"ではありません。市の対応により同学年のお友達を作る事すら許されず一人保育による犠牲がでている状況をご理解いただき、このように人生を狂わされている家庭を一刻も早く救済いただけるよう、そしてそのような対応を可能な限り早期に対応することが公立保育園の在り方を検討するうえでも必要な対応であることをご理解いただき、今後といわず、次回にもご議論を頂きますようお願いいたします。

小金井市長 白井 亮

令和6年10月21日及び同年11月19日付け書面
に対する市の見解について

平素より、小金井市の保育行政に多大なご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和6年10月21日及び同年11月19日付で小金井市長及び小金井市立保育園の在り方検討委員宛に書面をご提出いただいているところですが、記載いただいている内容に係る現時点での市の認識は以下のとおりです。

記

- 1 2024年10月21日付け市長宛て文書中、6行目「4月の裁判後の面会の場では、在り方委員会の検討を通せば募集再開が可能になるかもしれない、(中略)というお言葉を頂いておりました。」および「2024年11月19日付け在り方検討委員の皆様宛て文書中、1ページ12行目「市長・部局からも市議会等でも我が子の今後の保育環境、即ち0.1歳児の募集再開については「在り方検討委員会に委ねている」という発言もありました。」について

現在、小金井市立保育園の在り方検討委員会（以下「在り方検討委員会」という。）において学識経験者や幅広い市民が参加するなかで小金井市立保育園の在り方等について協議を行っておりますが、在り方検討委員会は市立保育園の役割や在り方を検討する場であり、当該委員会の諮問事項に市立保育園の募集再開の可否は含まれておりません。

この間、市は一貫して、募集再開をするためには市議会の議決を経た小金井市立保育園条例の改正が必要であるという説明を行ってきており、「在り方委員会の検討を通せば募集再開が可能になるかもしれない」という考えは当初から持っておりません。

2 [] のお子様の今後の保育の実施体制について

これまでもお伝えしておりますとおり、[] のお子様がさくら保育園での最終年齢クラスを一人で過ごすことになることは、望ましい状態とは考えておりません。

どのような対応ができるかについては、令和7年5月に予定されている在り方検討委員会からの答申を受け、市立保育園に係る市の考え・方針を決定し、それに基づき市立保育園条例を改正する中で具体化していくこととなりますが、[] のお子様について、他者との関わりの中で保育が実施できるよう考えていくことが必要だと認識しております。

以上、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

小金井市立保育園の在り方検討委員会事務局

小金井市子ども家庭部保育課

電話 042-387-9846 (直通)

2025年1月16日

お忙しい中、日々市内保育園のよりよい在り方について議論して頂きありがとうございます。また、10月及び11月の検討委員会にてご意見を提出いたしましたことに対して、一定のお取り扱いを頂いたことには感謝をしております。

一方で、検討委員会でのご議論の内容やお取り扱いに関しては、2024年3月に市からお聞きしていた内容及び審議会での取り進め方に関して認識の違いがあり、その点に関して市側から12月23日に個別に御説明があり、まだ協議の途中ではありますが、事前にいただいた文書やその場で頂いた回答及び認識にも大きな違いがあるため、在り方検討委員会が本日実施される時点において皆様に以下の内容をお伝えし、ご検討をお願いしたいと思います。

1. 現状同年代が1人しかいない保育に関してすぐにも是正が必要であること。

(市回答文書2の「今後の保育の実施体制について」とあり方検討委員会の位置付けについて)

この点に関しては、これまでも市及び在り方検討委員会の皆様には現状同年代がおらず年上の子どもたちの中で生活の中で母から見て発育の遅れを感じていることや、本来あるべき保育が受けられていないことをお伝えしてきたところです。これは園の先生方にはできる限りのことをしていただいているものの、現状の保育の中ではどうにもならず、喫緊の課題となっています。それに対し、12月23日の打ち合わせの場で市からは、最終学年で1人となることは良くないことであると考えているが、現状は異年齢保育でできる限りの対応を行っている」とのこと。

更に最終学年のみに入園したい人などいないというこちらからの指摘に対しては、市からは「在り方検討委員会の答申が出たところで、条例改正の中で同年代の募集を再開する予定」という回答でした。

市のこれまでの御説明および12月23日付の回答文書上も「お子様がさくら保育園での最終年齢クラスを一人で過ごすことについては、望ましい状態と考えておりません。どのような対応ができるかある方検討委員会からの答申を受け、(中略)条例を改正する中で具体化していく」とあります。しかし、現時点でさくら保育園1歳児に関する募集再開方針を市が持っているのであれば、まずは在り方検討委員会とは切り離して、1日も早く、すぐにでも対応を頂きたい。市が上記方針を持っているにもかかわらず、在り方検討委員会の答申が無ければなぜ募集再開ができないのか。このような状態がなぜ長く続く必要があるのか。この点は在り方検討委員会での検討以前の問題ではありますが、あり方検討委

員会の位置づけや役割にも関連するところであり、今後の委員会での審議内容にも影響するものと考えております。

2. 募集再開は我が子だけでなく、入園を希望する方のためにも、更には在り方を検討するうえでも1日でも早い対応が必要なこと。

募集再開は我が子だけの問題ではなく、入園できずに困っている父母や園の子どもたちが減り、行事や父母会活動への影響や、保育士体制に関しても影響が生じていることなどこれまでもお伝えをしてきましたが、改めて我々にとっては切実で喫緊の課題であり、今すぐにもご対応を頂きたい問題です。また、募集再開をせず、廃園を前提としたまま段階的縮小を続けていることで、保育士の採用活動にも影響を及ぼし、園の体制が日々疲弊しているのが実態です。2024年4月をはじめ、公立保育園父母の会（五園連）からは何度も募集再開や現状の保育体制に関する改善を求めており、今後の公立保育園の在り方を検討するうえでも1日も早い募集再開は必要であるところです。

なお、市側は「判決を受けて条例制定前の状態に戻すことをまず検討したが、募集再開には条例改正が必要で、条例改正には在り方検討委員会の答申が必要」と説明をされています。しかし、弁護士や人見教授の法律意見書にもある通り、判決で違法・無効となっている以上、条例改正をしなくても募集再開は可能である（*）ばかりか、市民の平等利用権を侵害し判決の主旨を逸脱している違法状態（法的不安定ではなく）の対応として保護者から新しい裁判も提議されていると認識もしています。以上の通り、1日も早い募集再開が求められており、このような状況についても十分に御認識を頂いて審議を行っていただきたいとご要望いたします。

（*）打ち合わせの場で弁護士からこの点に関して指摘したところ、顧問弁護士との相談結果が、「意見書は意見書」「市の対応を変える必要はない」という点については大変残念であり、法律意見書の内容に誤りが無いという御見解であれば、市としての対応を改めてご検討いただくよう強く要望いたします。

3. 在り方検討委員会で募集再開の可否を検討することについて
（市の回答文書1。在り方検討委員会の諮問事項と審議会での役割について）

審議会の役割は設置条例及び諮問事項の中で規定され、どのような議論を行うかはその議題の設定および取り進め方を含めて委員の総意の中で委員会にて取り決められるものと理解をしております。

一方で、頂いた市の回答文書には「諮問事項に募集再開は含まれていない」とありますが、「募集再開を議論しないと」も書かれてはおりません。議会答弁では「委員会では中長期の在り方を議論する」との発言もありましたが、そのようなことも書かれておりませ

ん。上記1及び2の意見に対して諮問事項の在り方の検討に必要なかどうか、足元の課題について議論をすべきかどうかを判断するのは委員の総意に基づくものであり、市や事務局あるいは委員長が委員会で委員の意見を聞かれる前に事前の連絡や委員会の冒頭で「議題とはしない」「募集再開は諮問事項に入っていない」という取り扱いについては、委員会としての公平・中立性を大きく損なうものであり、大変恐縮ではありますが、今後の委員会が答申を作成するにあたって、信頼性に関しても疑義を問われることにもなりかねない問題と考えます。また、実際に他の審議会においては、諮問事項を議論するうえで必要な対応として緊急提言等を行っている審議会等もあるところであり、むしろそのような対応もあり得ることを委員に周知しながら委員会に諮るべきものと考えます。

この点に関しては、今後、事務局や委員長から委員の意見を聞く前に一方的に対応方針を示すようなことが無いよう強く要望をいたします。

尚、委員会にて一定の取り扱いを頂き、このような問題があることをきちんと認識していくことをご確認いただいたことについては、ありがとうございました。今一度上記1及び2の観点から、これまでの経過に関して裁判やその後のやり取りを含めたこれまでの経過や課題認識をしっかりと共有していただきたく改めてご要望いたします。

4. 在り方検討委員会における資料の取り扱いについて

私が提出した資料に関しては、委員には共有され、委員会の場で一定の取り扱い及び協議を頂いておりますが、公開の扱いはされておりませんが、この点については、今一度扱いを検討いただきたく、ご要望いたします。

審議会での資料は公開が原則であり、例えば意見・提案シートも誹謗中傷や広告目的など公開することで個人の権利を侵害したり、公益を害するものでない限り公開をすることは原則の対応となっていると認識しております。また、議題として取り扱われてはおりませんが、一定のご議論をしていただいている以上、議事録にもやり取りは記載されますが、資料がなければ市民には何を議論しているのか十分にわかりません。この点からも審議会資料は公開が原則である、と認識しております。一部の支援者の方からは意見・提案シートの形式で提出したり、委員会で読み上げてもらえばよいという意見もいただきましたが、そのような対応ではなく、しっかりと公立保育園の在り方を議論する上で、足元の状況(違法・無効な廃園条例の執行状況及びそのために被害を被っている市民が多くおり、現場が疲弊している状況)や経緯等をきちんと認識していただくための意見資料である以上、また今後の参考資料としての取扱いであれば、公開の在り方に関しても委員会として今一度ご検討をいただきたく、改めてご要望いたします。

以上

小金井市立保育園の在り方検討委員会

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

(長文のため別紙に記載)

提出日 27年2月10日

氏名 連絡先

※連絡先につきましては、住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。いただいたご意見・ご提案について確認をさせていただきます。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

(送付先) 小金井市子ども家庭部保育課保育係
郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目6番3号
ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

・ 意見書などの取り扱いについて

今回の件に限らず、要望書や意見書の取り扱いが客観的に見て公平性に欠けるのはなぜか疑問を感じる。

意見シートの記述内容についても、進め方に関する意見を誹謗中傷として公開しないという判断はあまりに恣意的である。そして、公開するか否か、委員会で取り上げるか否かを正副委員長が決めているのも、委員会の公正な運営という観点から疑問を感じる。

民間園園長からの意見書は資料として共有され、原告からありけん宛の意見書は共有されない理由について、民間園園長の意見書は重要だからという趣旨の説明があった。しかし、「重要」かどうかの判断は、正副委員長が行うものではない。

委員会で扱う資料の判断を正副委員長が行えば、委員に提供される情報に制限がかかる。資料の量についてある程度の制限をかける必要はあるが、「重要」かどうかという判断はかなり個人的な見解が影響する。

なぜなら、原告からすればこの意見書もかなり「重要」だから。つまり、「重要」かどうかは、立場や意見が違えば、判断結果が変わるということである。

ありけんの設置目的は、今後の市の保育のあり方を検討する、というものであり、「今後」を議論するには、市内保育の現状を理解することが不可欠のはず。だからこそ、子どもへのインタビューや保育園見学を行ったのではないのか。

無効なはずの廃園条例により募集停止になった保育園で、今子ども達がどのような環境に置かれ、日々保育を受けているのか、なぜこの委員会では目を向けないのか理解できない。園児の募集再開に関しても、市は原告の方にありけんで検討するという回答をしている割に、今までありけんで議題に上がったことがない。不思議なことである。

今後、少子化が進めば、どれだけ民間園に補助金を出しても経営に行き詰まる園は当然出てくる。もしかしたら、段階的に園を縮小する園も出るかもしれない。その時に、今の原告の子と同じ境遇に置かれるケースも当然出てくる。

原告の意見書について検討することは、個人の1ケースについて検討することではなく、今後小金井市に起きうる問題について学び、より良い方向に導くために不可欠のはずである。ありけん委員はそのために選出されたメンバーではないのか。

「保育の質」は、子どもに直接影響するものである。子どもは大人の用意した環境で過ごすしかない。だからこそ、大人が現実に目を向けてきちんと考えるべきだ。

今、現場で廃園にさらされている子どもや保護者がどのような立場に置かれ、何を感じて日々を過ごしているか、ありけんの委員の中で当事者の現状を理解した上でこの質問に答えられる委員はどのくらいいるのだろうか。事実にも目を向けるという視点が欠けたまま議論が行われていることが滑稽ですらある。

どんなことにも物事には多面性がある。一方の立場からの意見を取り上げるなら、他方の立場からの意見も取り上げ、委員がさまざまな観点から考えられるようにしなければなら

ない。そのような場をつくるよう力を尽くすのが正副委員長の仕事である。

事務局が公平性に欠ける対応をしているから、今回のような「公立」対「民間」という主張が出てくるのではないか。委員会で取り上げない場合には、意見書などを提出した相手方に取り上げなかった理由も明示して説明をする必要がある。

・公立園による職員の巡回について

廃園案の段階から保護者が疑問を呈してきたが、今回民間園からはっきりと「必要ない」と断言されている。民間は、それぞれの保育ビジョンがあって園を経営しており、保育内容もそれに準じている。民間園からの要請で取り入れたサービスであるなら上手く行くが、実施前から「必要ない」と言われるサービスなど、上手く行くわけが無い。

市は、保護者向けには「巡回が市内の保育の質向上に寄与する」という趣旨の説明を繰り返してきたが、受け入れ側が「必要ない」と言っている以上、税金の有効活用になる方法を考えるべきである。

・ハブ機能について

これも保護者説明会の時に保護者から疑問が出されたが、圧倒的に多数の民間園に対し、少ない数の公立園がハブとして本当に機能できるのか疑問が残る。

本当にこのような機能をもたせることを考えるならば、もっと具体的に考えないと絵に描いた餅になる。

市内をエリアに区切り、それぞれのエリアでハブになる公立園を決める。現状から公立園を減らすのであれば、残った公立園がハブとして機能できるのか検証するべきである。

また、災害時の対応について、災害時に公立園が対応できるのは、職員が公務員であるからである。民間園の職員に災害時の対応を求めるのは、本来の行政のあり方ではない。民間園は、ありけんの委員ですらなり手がいなかったことが今回の意見書で明らかになった。市内民間園の中で、災害時の拠点になるところを探しても手が挙がるとは思えない。

そもそも、災害時など市民の生活が危ぶまれる時の対応を行うのは行政の役割であり、それを民間に依頼するというのは行政運営上あり得ない。

上記2点は、すでに2年前に保護者から指摘されていたことである。保護者の疑問に向き合って一緒に考えていたら、今回の議論はもっと具体的なレベルからスタートできたはず。傍聴していて、何を今さら言っているのだろうかと感じた。正副委員長をはじめ、委員の皆様には、これまで保護者が市主催の説明会でどのような疑問を持ち、どのような質問をしてきたのか、そしてそれに対して市がどのような回答をしてきたのか（ほぼ回答などなかったが）をしっかりと把握していただきたい。

ありけん委員になったからには、今後生まれるであろうたくさんの子どもの命と保護

者の未来を背負っているという責任感をもっていないと困る。ありけんの結論によっては、市内で生まれるはずだった子どもの命をあきらめる家庭がでることも十分に考えられる。

小金井市立保育園の在り方検討委員会

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

「資料 48」^④ 『必要と体物の確保及び配置』

⑤ 『^④ 役割りを実現可能な体制・配置』

もしふ、人かりした表現に感じました。

そもそもが 公立園 2園が 廃園 という流れの中での 軽視感を感じました。

~~具体的~~ 「園数」に 言及した表現も含め頂きたい。

具体的園の数は 状況によって変動するにしてください。

答申を基に 一貫に 必要園数が 導き出されるよう

目指して頂きたいです。

*音関連、改善 ~~希望~~ 希望します。

提出日 2025 年 1 月 16 日

氏名 _____

連絡先 _____

※連絡先につきましては、ご住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。いただいたご意見・ご提案について確認をさせていただくことがあります。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

（送付先）小金井市子ども家庭部保育課保育係

郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp